

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第2号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市長 の事務 部局	本庁 部長 部次長 防災監 参事 企画補佐 課長 室長 主幹 課長補佐 室長補佐 健康福祉 部子ども家庭課の専門員（人事 に関する事務を行うものに限 る。） <u>経営戦略部秘書室、経 営戦略室及び人事室の専門員及 び主査 行政管理部行政課の法 務管理係長 行政管理部財政課 の財政係長</u>	市長 の事務 部局	本庁 部長 部次長 防災監 参事 企画補佐 課長 室長 主幹 課長補佐 室長補佐 健康福祉 部子ども家庭課の専門員（人事 に関する事務を行うものに限 る。） <u>行政経営部行政課の事 務管理係長 行政経営部経営課 の経営調整係長、財務係長及び 法務係長 行政経営部人事課の 人事研修係長及び給与厚生係長</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。